

令和 8 ・ 9 年度

上牧町入札参加資格審査申請要領（建設コンサルタント等）

上牧町が発注する各種コンサルタント業務の入札等に参加するため業者登録を申請される方は、次により入札参加資格審査申請書を提出して下さい。

◆ 受付対象者

入札参加を希望する業種において、次に掲げる業種区分に定める要件を満たしていること。

- 1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けている者
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所の登録を受けている者
- 3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 5 条の規定による登録を受けている者
- 4) 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 5 条の規定による登録を受けている者
- 5) 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 5 条の規定による登録を受けている者
- 6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条の規定による登録を受けている者
計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定による登録を受けている者
- 7) 今回申請された情報について、奈良県広域水道企業団、奈良県葛城地区清掃事務組合へ提供することに同意する者

◆ 欠格要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の欠格規定に該当する者
- ② 上牧町入札参加資格取消しの規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から 2 年を経過していない者
- ③ 営業に関し、法令等による免許、許可、登録、許可等が必要とする場合においては、当該許可等を有していない者
- ④ 国税、県税又は町税を滞納している者
- ⑤ 次のいずれにも該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損

害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

⑥ 資格審査に必要とされる書類を提出しない者

⑦ 資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

◆ 登録有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

◆ 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）

午前9時00分～午後5時00分

（期間中の正午から午後1時までの間及び土・日・祝日を除く）

◆ 提出場所

〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350

上牧町役場 総務課 総務管財係

TEL 0745-76-1001（内線208）

◆ 提出方法

持参もしくは、郵送による。（郵便の場合、2月20日までに必着のこと）

なお、郵送の場合、受付書並びに受付印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。（官製はがきをご遠慮ください。）

※持参の場合、受付（提出）のみとし、当日の書類審査は行いません。

◆ 業者カード（※作成データをメールに添付の上、送付のこと）

提出書類の内業者カードは、書類作成時のエクセルデータをメールで送信。

業者カードのエクセルデータ送信先

上牧町役場 総務課 総務管財係 宛

送付先：kanmakikanzai@grace.ocn.ne.jp 件名：業者カード（建設コンサルタント等）／申請者名※エクセルデータの受信業務については、株式会社ライフインに事務委託しています。

◆ 提出書類 1部（A4ファイル綴じとし、表題及びファイルの色の指定はございません）

番号	書 類	法人	個人	備 考
1	入札参加資格審査申請書 （建設コンサルタント等）	○	○	【様式1】 *国土交通省統一様式は不可
2	年間平均実績高等	○	○	【様式2】

3	業務に関し、法令上必要とする登録の 証明書及び許可書の写し	○	○	*添付書類
4	技術者経歴書	○	○	*任意様式
5	営業所一覧	○	○	【様式3】
6	委任状	○	○	【様式4】 *支店等に権限委任する場合に添付
7	使用印鑑届（原本）	○	○	【様式5】 印影が鮮明なもの
8	印鑑（登録）証明書（複写可）	○	○	発行日から3ヶ月以内のもの
9	財務諸表	○	○	【法人】直前1年分の各事業（営業）年度の決算書等の「貸借対照表」「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」 【個人】直前1年分の各事業（営業）年度の所得税の確定申告書等
10	法人税・消費税及び地方消費税 納税証明書（その3の3）（複写可）	○		未納がない証明（下記の【納税証明の対象となる税について】を参照） 発行日から3ヶ月以内のもの
11	所得税・消費税及び地方消費税 納税証明書（その3の2）（複写可）		○	未納がない証明（下記の【納税証明の対象となる税について】を参照） 発行日から3ヶ月以内のもの
12	県税 納税証明書（複写可）	○	○	未納がない証明（下記の【納税証明の対象となる税について】を参照） 支店等に権限委任の場合、本社(店)と委任先の両方の証明が必要 発行日から3ヶ月以内のもの
13	市区町村税 納税証明書（複写可）	○	○	未納がない証明（下記の【納税証明の対象となる税について】を参照） 支店等に権限委任の場合、本社(店)又は委任先のいずれかの証明が必要 発行日から3ヶ月以内のもの
14	商業登記簿謄本（複写可）	○		発行日から3ヶ月以内のもの 履歴事項全部証明書でも可
15	住民票抄本及び身分証明書		○	発行日から3ヶ月以内のもの
16	誓約書	○	○	【様式6】
17	業者カード（建設コンサルタント等） （※エクセルデータと書面と両方の提出をお願いします） （※業者カードの記載例を必ず確認し作成をお願いします）	○	○	・業者カードは表面（業者情報）と裏面（実績情報）で一体になっているため、必ず両面印刷して一枚のカードとして作成 ・使用印鑑届欄には必ず朱肉（赤）で押印 ・本店以外で登録する場合は、登録営業所欄と本店欄の両方を記入 ・希望業種は希望順に記入 ・裏面の実績一覧表は、必ず記入。登録業種ご

				とに、過去 2 年分の代表的な官公庁案件等を記入 <u>・作成した業者カードは提出する 1 部とは別に、作成データ (Excel) をメールで送信する必要があります (※データの方には押印は必要ありません)</u> ・送信先 上牧町役場 総務課 総務管財係 Mail : kanmakikanzai@grace.ocn.ne.jp 件名：業者カード（建設コンサルタント等）／申請者名 2 月 2 日(月)から 2 月 20 日(金)まで ※メール受信業務については、株式会社ライフインに事務委託しています
--	--	--	--	--

【上牧町入札参加資格審査申請に係る個人情報の利用目的等について】

入札参加資格審査申請等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格審査申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

【納税証明書について(提出書類番号 9～12)】

(町内業者)

【法人の場合】

1. 本店が上牧町内で、支店等に委任しない場合

- ・ 上牧町税の完納証明書(上牧町役場)
 - ・ 法人事業税(中南和県税事務所)
 - ・ 法人県民税(中南和県税事務所)
 - ・ 法人税(葛城税務署)
 - ・ 消費税(葛城税務署)
- } 納税証明書 様式(その 3 の 3)で可

2. 本店が上牧町外で、上牧町内の支店等に委任する場合

- ・ 委任先支店等の上牧町税の完納証明書(上牧町役場)
 - ・ 委任先支店等の法人事業税(中南和県税事務所)
 - ・ 委任先支店等の法人県民税(中南和県税事務所)
 - ・ 本店の法人市町村民税(本店を所轄する市区町村役場)
 - ・ 本店の法人事業税(本店を所轄する都道府県税事務所)
 - ・ 本店の法人都道府県民税(本店を所轄する都道府県税事務所)
 - ・ 法人税(本店を所轄する税務署)
 - ・ 消費税(本店を所轄する税務署)
- } 納税証明書 様式(その 3 の 3)で可

※町内業者とは、本店もしくは委任される支店等が上牧町内に所在する業者です。

【個人の場合】

- ・ 上牧町税の完納証明書(上牧町役場)
 - ・ 所得税(葛城税務署)
 - ・ 消費税(葛城税務署)
- } 納税証明書 様式(その 3 の 3)で可

(町外業者)

【法人の場合】

- ・ 法人市町村民税(所轄する市区町村役場)
 - ・ 法人事業税(所轄する都道府県税事務所)
 - ・ 法人都道府県民税(所轄する都道府県税事務所)
 - ・ 法人税(所轄する税務署)
 - ・ 消費税(所轄する税務署)
- } 納税証明書 様式(その 3 の 3)で可

【個人の場合】

- ・ 個人住民税(所轄する市区町村役場)
 - ・ 所得税(所轄する税務署)
 - ・ 消費税(所轄する税務署)
- } 納税証明書 様式(その 3 の 3)で可